

第63回  
沖縄地方交通審議会  
船員部会 議事録

平成25年12月20日(金)

沖縄総合事務局

# 第63回沖縄地方交通審議会船員部会

日 時：平成25年12月20日（金）14時00分

場 所：沖縄総合事務局 1F 「共用会議室」

出席者：

公益委員 宮里部会長、儀部委員、春田委員、  
労働者委員 姫路委員、辻委員  
使用者委員 山城委員、大城委員、伊禮委員

## 議事次第

○開 会

○議 事

1. 第62回船員部会の議事録承認について
2. 管内の雇用状況等について
3. 船員労働安全衛生月間活動概要報告について
4. 意見交換

○閉 会

(配付資料)

1. 第62回船員部会の議事録（案）
2. 船員職業紹介実績等一覧表（平成25年11月分）
3. 船員労働安全衛生月間活動概要報告書

(議事概要)

**事務局（徳田）**

定刻でございますので、会議を始めさせて頂きます。

本日は、公益委員3名、労働者委員2名、使用者委員3名、が出席されており、船員部会運営規則第9条の規定による定足数を満たしており、有効に成立していることをご報告致します。

それでは、配付資料の確認をさせて頂きます。

(配付資料の確認)

宮里部会長、宜しくお願ひ致します。

**宮里部会長**

初めに第62回船員部会の議事録の承認についてお諮りします。

お手元に配付されております議事録をご確認ください。

(各委員の意見確認)

第62回船員部会議事録につきまして、原案のとおり承認して宜しいでしょうか。

(異議なし)

**宮里部会長**

異議なしということで、承認されたものと致します。

続きまして、議題2の「管内の雇用状況等」について、事務局にご説明をお願いします。

**事務局（宮良）**

平成25年11月分の管内雇用状況等の概要について報告致します。

**●求人状況について**

新規求人件数は2件でした。

前月は8件で6件減少、また、前年同月は2件でしたので同数となっております。

月間有効求人件数は9件でした。

前月は14件で5件減少、また、前年同月は7件で2件増加となっております。

月間有効求人件数9件の内訳としましては、商船等8件、漁船1件となっております。

月末未済求人件数は8件でした。

**●求職状況について**

新規求職件数は3名でした。

前月は4名でしたので1名減少、また、前年同月は5名で2名減少となっております。

新規求職数3名の内訳としましては、商船等3名、漁船0名となっております。

月間有効求職数は17名でした。

前月も17名でしたので同数、また、前年同月は25名でしたので8名減少となっております。

月間有効求職数17名の内訳としましては、商船等14名、漁船3名となっております。

月末未済求職数は10名でした。

#### ●成立状況について

11月は管内で1件の採用が決まりました。

成立状況としましては、沿海の曳船に機関士として60代男性1名が採用されました。具体的な年齢は60歳となっております。

#### ●求人倍率について

11月の月間有効求人倍率は0.53倍でした。

前月は0.82倍でしたので0.29ポイント減少、また、前年同月は0.28倍でしたので0.25ポイント増加となっております。

#### ●新規求職者の退職理由、又は求職理由別内訳について

11月の新規求職者3名の退職理由としましては、会社都合1名、定年退職2名となっております。定年退職の2名の具体的な年齢としましては、2名とも60歳となっております。

新規求職者が所属していた会社所在地につきましては、3名全員が管内となっております。

#### ●失業等給付支給内訳について

基本手当の初回受給者は1名でした。

受給者実人員は4名、支給延べ件数は4件で、

基本手当支給金額は、419,262円、

その他、再就職手当が1件で、192,720円ありましたので、

総支給額は、611,982円でした。

以上でございます。

### 宮里部会長

ありがとうございました。

ただ今のご説明につきまして、何か質問等ございますでしょうか。

無いようなので、議題3の船員労働安全衛生月間活動概要について、事務局よりご報告をお願い致します。

### 事務局（宮良）

（「船員労働安全衛生月間活動概要」の報告）

## 宮里部会長

ありがとうございました。

ただ今の件につきまして、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

## 辻委員

今回の訪船指導では、これまで同じ船ばかりに行っていましたから、多様な船舶への訪船に取り組まれたとのことです。沖縄の場合は定期船以外の広域就航船が来難いこともあります。なかなか目標を達成しにくいのかと思います。我々も、現地だけではなく、他地区でも指導と一緒に参加していて、指導を行った船を見ると、毎年ステッカーを貼ってあったりしますが、片や貼ってない船は全く貼ってないというのが現実としてあります。船員の安全衛生を守り、若年船員が入って来やすい環境づくりということにおいて、やはりこういう指導というのは必要だと認識しております。なかなか難しいとは思いますが、今まで行ったことのない船とか、ちょっと前から行ってない船にできるだけ指導できるような計画を立てて頂きたいと思いますので、意見として述べさせて頂きます。

## 事務局（宮良）

了解しました。ご意見ありがとうございます。

## 宮里部会長

私からいいですか。「転倒」とか「はされ」というのは、船舶の上で荷物が何かが動いてしまったりして挟まれるということですか。

## 事務局（宮良）

事故・災害の区分としまして、船内で貨物に挟まれたり転倒したりということです。船同士というのはあまり無いのでしょうか、船内で貨物以外の物での「はされ」といったことも含まれると聞いております。

## 宮里部会長

海が多少荒れると積み荷が移動して挟まれてしまうことがあるのですね。

## 事務局（宮良）

そうですね。

## 辻委員

もう1点よろしいですか。今回、指導と併せて船員法の改正に関する説明はされたのですか。

## 事務局（宮良）

今回は、昨年の船員法改正の後、初めての船員災害防止大会ということを踏まえた訪船指導となりましたので、各船の訪船指導の際に関係資料を配付させて頂きました。各船の停泊時間等の関係もありまして、詳しい説明はできなかったのですが、概要のみを

説明して、後ほど資料に目を通すようにということで船長さんや船の関係者には周知させて頂きました。

### **辻委員**

それで、船側の方は改正船員法に対するリアクション、認知度というのは、どの程度あったのでしょうか。

### **事務局（宮良）**

全ての船でのリアクションを私が把握しているわけではありませんが、やはり船毎で認知度に差があるという感触を聞いております。たくさんの船員さんを抱えてる会社については、やはり教育等しっかりしているようで、改正船員法の概要是承知しているという返答があったと聞いております。ただ、残念ながら改正船員法について余り認知されてない船もあったということも聞いておりますが、具体的な隻数までは把握しておりません。

### **宮里部会長**

他に何かございますか。

### **伊禮委員**

漁船からの要望です。医薬品として、今までケガなどで使うテラマイシン等の抗生物質を各船に常備していたのですが、抗生物質が薬局で販売中止になり、病院で処方されなければ手に入れることはできなくなりました。船でケガをしたり病気になった場合、すぐに帰って来るわけにもいかなくて、ケガの手当として使える薬品も無いのです。以前は、化膿止め等を使っていましたが使えなくなり、何とか苦労して常備しているのですが、抗生物質を常備薬として積むことができるようにして欲しいと思っています。

### **宮里部会長**

それは、死活問題というか、ある意味では重要ですね。だけど、薬事法の改正等をしないといけないのでないでしょうか。

### **伊禮委員**

以前は薬局で買っていたのですが、4、5年ぐらい前から薬局で買えなくなっていて、今は病院からの処方箋が無いと買うことができないのです。

### **辻委員**

病院の方に船の常備薬としてと言うと買えない、処方箋も出して貰えないということですか。

### **伊禮委員**

はい。貰えません。

### **事務局（島袋）**

処方箋というのは、「人」に対してしか出さないのでしょうね。

**伊禮委員**

港でケガした場合は何とか処置できるのですが、洋上でケガした時にはどうしようもないのです。

**辻井員**

確かに、洋上でなら困りますね。

**宮里部会長**

よく、各家庭とか、企業等に訪問して常備薬を売っていたりしてますけれども。

**伊禮委員**

あれは普通、市販の風邪薬等しかなくて、それでは対処できません。漁船には、インドネシア等の船員が乗船していたりするのですが、希に風疹にかかることがあるのです。そういったときに、抗生物質で処置できれば特に問題は無いのですが、薬が無いので、港に入ったら隔離されることになります。そうなると、船自体が止められてしまうので、なかなか港に入ろうということにはならないのです。

**春田委員**

漁船だけではなくて、例えば世界一周する船とか、そういう旅客船にも同じような問題があるはずですよね。

**伊禮委員**

クルーズ船とかは医者が乗っていますが、漁船の場合は、薬を与えて様子を見るしかないのです。

**辻委員**

例えば大型船とかであれば、無線を通じて指導を受けながら治療する無線医療という形も進んで来ていますが、そもそも薬を置けないということになれば、対処もできないということで、やはりそれは何らかの処置が必要ですね。あくまでも常備薬という形で、1ヶ月も帰って来ない船を前提とした、何か特例がないかというところですね。

**伊禮委員**

去年の5月か6月頃、風疹にかかった船員が、体中じんま疹の様な手もつけられない状態になりましたが、ちょうどテラマイシンがあったので、1週間ぐらい処置して治つたことがあります。こういう場合、風疹にかかったまま港に入ると隔離されて出られなくなるのです。

**春田委員**

労働災害かどうかは別として、事前予防でやるべきなので、何か手立てがありそうですけどね。

**伊禮委員**

病気の船員を帰そうとしても、伝染病として隔離されますから病気が治るまで帰すことはできません。また、船は港に入ったらその船員が治るまで動けないのです。

**春田委員**

どうしたらしいんですかね。

**伊禮委員**

これで、今一番困ってるんですよ。

**春田委員**

事前予防ということですね。

**宮里部会長**

どうも何か、薬事法とかいろいろな法律改正が必要なような気がしますね。

**儀部委員**

そういう声を上に上げるしかないような気がしますけれども。

**山城委員**

そうですよね。

**伊禮委員**

どうして抗生物質を買うことが禁止になったのかよく分からぬのです。

**姫路委員**

それは陸上で悪いことに使うからで、船のことまでは一切考えてないでしょうね。

**儀部委員**

そういうのを中央で取り上げてもらうということですね。多分、同じような悩みを持ってらっしゃる船って、やっぱりあるはずですよね。

**伊禮委員**

この問題は、全国の漁船、同じですよ。

**宮里部会長**

漁船はそうですよね。特にマグロ漁船は長期になりますから。これは「例外的」にという形でちょっと声を上げたほうがいいかも知れないですね。

貴重なお話ありがとうございます。

他に無いようでしたら、事務局からご連絡をお願いしたいと思います。

**事務局（宮良）**

前回、大崎委員からご要望がありました、「できれば『雇用期間満了』となっている人の雇用期間の中身を教えて頂けたらありがたいです。」につきまして、少し遡って調

査してみました。

その結果、退職理由を「雇用期間満了」として求職票を提出された方は、陸上勤務者、60歳以上、官公庁船といったところが大半でして、少数ですが漁船もありました。その他に、貨物船、作業船等も数件ありましたが、現在は求職者リストに入っておりませんので、また管外の会社ということもあります、詳細の調査までは至りませんでした。

もう一点、姫路委員から「そういうのが見て分かるように工夫をされたらいいのではないか。」という提案につきましてですが、資料を作成する、統計するといった事務作業の関係で、直ぐに様式を替えるといったことが困難な状況です。そういう状況を踏まえまして、引き続き検討させて頂きたいということでお願いします。ご質問があつたことにつきましては、できるだけ口頭でお伝えしていきたいと思いますのでご理解の程よろしくお願致します。

### **姫路委員**

ありがとうございます。

### **宮里部会長**

ありがとうございます。

他に何かご質問等、意見ございますでしょうか。

無いようでしたら、事務局から次回の部会についてご連絡をお願い致します。

### **事務局（徳田）**

次回の船員部会についてお知らせ致します。1月の部会は1月24日（金）今回と同じこちらの1F共用会議室で16:00より開催致します。また、部会後17:30より新年会を開きます。新年会のご案内については、年が明けてから改めて送付致します。会費は、2000円程度かと思います。

よろしくお願ひ致します。

### **宮里部会長**

それでは本日の部会はこれで終了します。